

資料収集における一般方針及び 基準

平成 24 年 10 月 10 日 杉 教 第 6133 号
平成 26 年 4 月 1 日改正 杉 教 第 674 号
平成 30 年 3 月 29 日改正 杉 教 第 11641 号

(目的)

第 1 条 本方針及び基準は、杉並区立図書館資料管理要綱（平成 24 年 10 月杉教第 6076 号、以下「要綱」という。）における資料収集の方針及び基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(一般方針)

第 2 条 資料収集に際しての一般的な方針は、次に定めるとおりとする。

- 1 区民の学習や文化的要求に応えるため、各分野における基本的な資料を中心に収集すること
- 2 公共財としての図書館資料の価値を判断し、区民の要求も把握した上で収集するよう努めること
- 3 各分野における新たなテーマに関する資料の収集は、時代の変化に留意し、区民の要求を的確に反映させ、常に新鮮で魅力ある資料を適切な時期に選択するよう努めること
- 4 生活実用目的、教養、趣味・娯楽から学問までの幅広い分野にわたる入門的な資料から、区民の調査、研究に必要とされる専門的な資料まで、多様な資料を提供するよう努めること
- 5 児童図書の収集に当たっては、子どもの豊かな成長を育み、興味や知識欲に対応できるよう、様々な図書の収集に努めること
- 6 中学生、高校生の世代向けの図書の収集に当たっては、大人への入口世代の悩みや関心を考慮し、読書の喜びや知識を得られるよう、様々な図書の収集に努めること

(区の計画等にかかる方針)

第 3 条 杉並区（以下「区」という。）における各種計画と区立図書館における事業等の計画との整合を図るため、以下の方針により資料を収集することに努めるものとする。

- 1 杉並区子ども読書活動推進計画その他図書館が策定する計画及び方針等に基づき、計画的な資料収集に努めること
- 2 区における各種計画について、その関係する分野の図書資料及び行政支援にかかる資料に注意を払い収集に努めること
- 3 杉並区の歴史や地域に関する資料は、中央図書館を中心に収集するものとし、区民の「杉並を知る」ための調査研究を支援するため、網羅的な収集に努めること

(検討対象除外資料)

第 4 条 杉並区立図書館資料管理要綱（以下「要綱」という。）第 7 条による区の図書館における資料として、要綱第 9 条に定める選定会（以下「選定会」という）において

検討及び協議の対象としない資料類は、以下のとおりとする。

- 1 要綱第5条第1項第5号に定めるもの
- 2 視聴覚資料（CD、DVD その他）
- 3 障害者サービス用資料
- 4 新聞、雑誌その他の逐次刊行物
- 5 年次、月次その他定期的な出版が行われる図書及びその他の資料
- 6 電子資料
- 7 リーフレット、パンフレット及び各種図録
- 8 過去において出版刊行された事実の確認ができないもの及び出版刊行予定情報が出版社又は新聞等で広告される等、出版が既知のこととなっても未だその刊行が確認できないもの
- 10 区民以外から未所蔵資料として提供要望及び備付要望があったもの
- 11 書店、出版社又は取次店からの購入等、一般的な購入によっては入手ができないもの
- 12 選定会で、すでに協議され、収集しないものとしたもの
- 13 その他中央図書館長が提供及び取扱いの範囲外としたもの

第5条 選定会における検討と協議の対象となる各分野の資料であって、一般的な評価が定まるとされるもの（著名な著者の代表作であるもの等をいう。）又、時代的な評価を経たもの（すでに歴史的な文献であるとされるもの若しくは当該分野の古典であるとされるもの等をいう。）以外は収集対象としないもの及び杉並区立図書館において収集対象外とするものは、以下のとおりとする。

- 1 ポルノ、その他これに類するもの及び関連する資料
- 2 ゲームブック、その他これに類するもの及び関連する資料
- 3 ギャンブル本、その他これに類するもの及び関連する資料
- 4 カルト本、その他これに類するもの及び関連する資料
- 5 授業で用いる翻訳本、リーダー・サブリーダーの類（学校等又は自習のために利用される抜粋や翻案、注書、単語訳等により学習しやすいよう編集・出版されたテキスト類をいう。）、その他入学試験・資格試験の受験参考書類、学校の授業のための参考書に類するもの及び類似の資料並びに各種資格・能力検定用のテキスト及びこれらに類するもの
- 6 コミック、アニメ本、その他コミック・アニメ関連書籍
- 7 タレント本及びテレビ番組、映画にかかる紹介本等並びにその他これらに類する資料
- 8 切り取りや書き込みを前提とするもの又は図書等の形態が著しく奇抜であるか極小である等、その使用方法や資料の形状等により公立図書館における共同利用に適さないもの若しくは図書館資料として扱い難いもの
- 9 視聴覚資料に類するもの（図書等として出版されているが、CD、CD-ROM 及びDVD等の媒体記録が主体であるものをいう。）ただし、言語関連資料については、視聴覚資

料が付属するものであっても、必要に応じて収集するよう留意すること。

第6条 前2条に掲げるものの他、選定会において検討及び協議をする資料ではあるが、購入若しくは都内公立図書館からの相互貸借もできないため、区民の利用に供することができないものとして、選定外とするものは、以下のとおりとする。

- 1 絶版となり入手が不可能な資料
- 2 オンデマンド出版物（一般的な出版流通によらず、特定の図書を発注者からの注文により印刷を行い、発注者に引き渡される出版物）等インターネットなどでの直接販売、オークション等以外に入手ができないもの

（各区分別収集方針）

第7条 図書の収集に際して、日本十進分類法（「Nippon Decimal Classification」、以下「N.D.C.」という）による各区分（類）の収集方針と基準については、次の表のとおりとする。

（N.D.C.各類共通・類別収集方針及び基準）

<p>1 各類共通収集方針及び基準</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>ア 図書、逐次刊行物、その他印刷資料及び非印刷資料から、図書館に必要である資料を収集することに留意すること</p> <p>イ 資料の内容は、N.D.C.区分の全類を対象とすること</p> <p>ウ ささまざまな理論、学説、立場及び観点の資料を偏りなく収集すること</p> <p>エ 入門レベルから専門、研究レベルまで、杉並区立図書館全体としてバランスのとれた資料収集に努めること</p> <p>オ 正確で新しい情報を含む資料を収集すること、また、資料の改訂、増補（法令の制定、改廃によるものを含む）に留意すること</p> <p>カ 各類、各分野で刊行される個別法令、通達集等については、法令、通達等の改廃に留意し、必要なものに限り収集すること</p> <p>ただし、選定に際しては、直接区民に係る法令、通達等であることに留意すること</p> <p>キ 各種試験問題集は、収集の対象外とすること、また、解説書、参考図書等とされるものであっても、試験問題集と判断されるものについては、収集対象外であることに留意すること</p> <p>ただし、当該図書の記載内容について、その理解を深めるため、演習、問題の記載がある資料については、その記載が一部分であるものに限り、収集の対象とすること</p> <p>ク 本収集方針及び基準その他において、収集に関して特段の記載がない資料の収集は、十分検討のうえ、必要に応じて行うものであること</p> <p>ただし、収集の対象外としている特殊な出版物（自費出版、製作資料等）の収集については、各館の事情と必要性を十分に考慮のうえ行うものとする</p>
--

<p>ケ 「杉並区立図書館資料管理要綱」及び本収集方針及び基準並びに「資料の種類、事項別収集方針及び基準」において「提供しない」、「所蔵しない」としている資料は収集対象外であること、また、「厳選する」としている資料については、十分に注意を払い、必要であるもの、やむを得ないものに限定すること</p>	
<p>(2) 詳細事項</p> <p>ア 各図書館において収集する各分野の知識、教養、学術、実用及び専門的な事項の解説等にかかる図書は、その利用が調査研究のみではなく、趣味娯楽等に幅広く利用されること及び読書普及の観点も踏まえ、基本的かつ記述が正確で表現が分かりやすい「入門書」及び「概説書」並びに「実用書」を中心とすること ただし、特段の事情がない場合、収集する資料は、通常の購入方法による新刊図書とすること</p> <p>イ 専門書、学術研究書、講座、全集、叢書は、必要に応じて主要なものを収集する。</p> <p>ウ 改訂版、増補版及び年次刊行の図書は、その改訂、増補等について検討を行い、収集することが必要なものに限り選定すること</p> <p>エ 同一著作の日本語訳の異版は、収集することの可否について十分検討のうえ選定すること</p> <p>オ 資格、検定の解説書は、「図書館資料」としての利用の趣旨を十分に考慮のうえ、必要に応じて最新のものを選定すること</p>	
<p>2 N.D.C.各類別収集方針及び基準</p>	
<p>N.D.C 区分</p>	<p>類別収集方針及び基準</p>
<p>0類 総記 (図書館、書誌学、百科事典、逐次刊行物、叢書)</p>	<p>1 情報科学関連資料は、最新のものであることに留意して選定すること</p> <p>2 図書館関連資料は、図書館運営に活用できる専門性が高いもの(学術調査レベルまでを原則とする)を含め収集すること</p> <p>3 目録・書誌関連資料は、必要なものを幅広く収集することに努めること</p> <p>4 書誌学等関連資料は、必要な図書を遺漏なく収集することに努めること</p>
<p>1類 哲学(哲学、心理学、倫理学、宗教)</p>	<p>1 哲学関連資料は代表的な著作を中心に選定すること</p> <p>2 宗教関連資料は、各宗教、宗派を適切な配分で、代表的なものを選定し収集すること</p>
<p>2類 歴史(歴史、伝記、地理、紀行)</p>	<p>1 歴史関連資料は、特定の史観に偏らず、史実に正確なものを選定すること</p> <p>2 地方史関連資料は、地域の特色が的確に表現されているものを選定すること</p> <p>3 伝記関連資料は、信頼性の高いものを選定すること</p>

<p>3類 社会科学 (政治、法律、 経済、統計、社 会、教育、民 俗、軍事)</p>	<p>4 地図関連資料は、最新の見やすいものを選定すること</p> <p>1 社会思想関連資料は、古典的著作、代表的思想家の個人全集を中心に選定すること</p> <p>2 政治関連資料は、特定の党派に偏らないよう選定すること</p> <p>3 法律及び税制関連資料は、最新のものを選定すること</p> <p>4 経済関連資料は、社会思想関連資料などにも配慮して、選定すること</p> <p>5 ビジネス関連資料は、一過性でないものを選定すること</p> <p>6 統計関連資料は、経年的に収集すること</p> <p>7 社会問題関連資料は、社会動向に配慮し選定すること</p> <p>8 習俗関連資料は、必要な図書を遺漏なく収集すること</p>
<p>4類 自然科学 (数学、理学、 医学)</p>	<p>自然科学関連資料は、次に掲げる事項に配慮して選定すること</p> <p>1 科学の進歩に対応していること</p> <p>2 特定の主題に偏らないこと</p> <p>3 図鑑等は、図版及び解説が対応し、見やすいこと</p> <p>4 健康法、治療法、民間療法など、医学上の評価が定まっていないものは慎重に選定し、必要なものに限り収集すること</p> <p>5 民間療法、民間薬についての図書は、客観性、科学性に留意し、必要なものに限り収集すること</p> <p>6 医学、薬学についての資料は、区民が病気及び医療について理解を深めるのに役立つ図書を中心として収集すること</p> <p>7 高度の専門的図書又は医療従事者の使用する図書は対象外とすること</p> <p>8 現代の医学から見て信頼性が高く、理解しやすい図書を収集すること</p> <p>9 本類の用品紹介にかかる図書は、必要なものに限り収集すること</p>
<p>5類 技術(工 学、工業、家政 学)</p>	<p>1 技術・工学関連資料は、学術的正確さ、新しい理論及び技術を踏まえたものを選定すること</p> <p>2 エネルギー、公害及び環境問題関連資料は、利用者の関心の高いものを選定すること</p> <p>3 建築学関連資料は、写真及び図版が鮮明なものを選定すること</p> <p>4 家政学・生活科学、被服及び理容・美容等、流行その他の社会事情等に配慮する必要がある分野の資料は、社会情報に留意した選定に努めること</p> <p>5 家政学・生活科学、理容・美容、料理・調理、育児等の資料及び関係するエッセイやコミック・エッセイは、著者、話題性に留意し、必要に応じて収集すること</p>

	<p>6 前記5に記載する分野の用品紹介にかかる図書は、必要なものに限って収集すること</p> <p>7 家庭医学、家庭療養については、現代の医学から見て信頼性が高く、理解しやすい図書を収集すること</p>
6類 産業（農林業、水産業、商業、交通）	<p>1 農業関連資料は、食料問題などを扱う区民の関心の高いものを選定すること</p> <p>2 商業関連資料は、実用的で、利用度の高いものを選定すること</p> <p>3 交通関連資料は、利用度の高いものを選定すること</p> <p>4 旅行関連資料は、内容の改訂に配慮して選定すること</p>
7類 芸術（美術、音楽、演劇、体育、諸芸、娯楽）	<p>芸術関連資料は、次に掲げる事項に配慮して選定すること</p> <p>1 美術全集は、国別、時代別、作品形態に留意すること</p> <p>2 彫刻、絵画、版画、写真は、基礎的な技法書、解説・研究書及び著名作家のものであること</p> <p>3 カメラ、ビデオなどの機種、機材に関するものは、機種、機材の進歩に配慮すること</p> <p>4 漫画、コミック・エッセイ、アニメ（キャラクター）本等は、一般向けのものを厳選すること、また、漫画、挿絵画集等の選定にあたっては、必ず作家、作品の社会的評価について、十分な検討を行うこと</p> <p>5 著名な写真家の作品集を中心に収集し、時事性、話題性の強い写真家の作品は、必要に応じた収集とするが、特に時事性、話題性が顕著である作品については、必要であるものだけに限り収集すること</p> <p>6 音楽書は、理論、歴史、技法、解説、伝記を中心とすること</p> <p>7 タレントの著作は、内容を厳選すること</p> <p>8 テレビ番組、映画、アニメその他これらに係る著作物であって、時事性、話題性の強い図書は、必要なものだけに限り収集すること、また、タレントについて書かれた著作物は、厳選すること</p> <p>9 スポーツ案内書、技術書又は解説書は、多様なスポーツ種目に渡っていること</p> <p>10 競馬、競輪、競艇等のギャンブルにかかるものは、十分な検討のうえ、厳選すること</p> <p>11 茶道書、華道書は主要な流派であること</p> <p>12 室内娯楽の図書（囲碁、将棋に関するもの等を含む）は、初心者向きから上級者向きのものまで収集すること、ただし、コンピュータゲーム関連図書は、厳選すること</p>

8類 言語（言語学、各国語、その他諸語）	1 日本語関連資料は、実用書から専門書まで幅広く収集すること 2 外国語関連資料は、できる限り多くの言語のものを収集すること
9類 文学（文学理論、各国文学、その他諸文学）	文学関連資料は、次に掲げる事項に配慮して選定すること 1 文学理論及び文学史は、専門的なものも含めること 2 日本の古典は、注釈書、対訳書も含めること 3 現代小説及び随筆は、「人気のあるもの」、「関心の高いもの」及び「話題性のあるもの」であること 4 世界又は、日本文学全集等の文学全集は、「出版者の異なるもの」であること及び「各図書館において所蔵している既版の全集と同一のものであるか」などに注意を払うこと 5 個人全集は、代表的な作家のものであること 6 詩歌は、代表的な作品、評論であること 7 外国文学は、広く各国の作品を収集すること 8 TV、映画、漫画、ゲーム等のノベライズは、厳選して収集すること 9 テレビ番組、映画、アニメ、漫画その他イベントやコマーシャル及びPRキャラクター等から派生した特定の「作品」や「キャラクター」関連商品としての読み物等の資料は、厳選して収集すること、また、収集に際しては、その資料について十分な検討を行ったうえ、必要であるとしたものに限ること

（児童資料及び資料形態等による収集方針及び基準）

第8条 児童資料その他、資料形態、用途及びその性質別等による収集方針と基準については、表1「児童資料収集方針及び基準」及び表2「資料の形態、用途、性質別等による区分別収集方針及び基準」によるものとする。

表1 （児童資料収集方針及び基準）

<p>1 基本方針</p> <p>児童資料の収集は、次に掲げる方針による。</p> <p>(1) 図書館は、子どもたちの発達段階に応じた興味や好奇心を満たす資料との出会いの場を提供し、読書の楽しさを知ってもらえるような資料を選定し、収集すること</p> <p>(2) 蔵書構成の核となる、子どもたちに読み継がれてきた基本的な資料については、必要に応じて複本を整えること</p> <p>(3) 汚破損により利用不能となった資料については、利用状況・資料の価値に留意して、買い替えを行うこと</p> <p>(4) 買い替え等を行うに際しては、復刊等の情報にも留意し、必要に応じて、欠本の補充及び複本の増補を合わせて行うこと</p> <p>(5) その他詳細な方針については、第3項「児童資料の種別・主題別、性質別方針及び</p>
--

基準」によること

2 収集基準

児童資料の収集検討は、次の基準による。

- (1) 内容が実証済みのものであって、客観的な視点から書かれた資料であること
- (2) 乳幼児、児童、生徒の各発達段階における理解力に合わせた内容の資料であること
- (3) 新たな知識や研究動向を紹介した資料、また、データが最新で、出典が明記された資料であること
- (4) 図、写真、イラストレーション、表、グラフが効果的に用いられた資料であること
- (5) 目次や索引が使いやすく、調べやすい資料であること
- (6) 子どもの知的好奇心を満たし、物事への興味や関心を引くような工夫をされた資料であること
- (7) 児童、生徒に実行可能な観察や創作、安全性に問題がない実験等を紹介する資料であること
- (8) 異文化への理解を深め、国際感覚を養える資料であること
- (9) 多くの子どもたちの利用に耐えられるよう、造本が堅牢でこわれにくい資料であること
- (10) その他詳細な基準については、次項「児童資料の種別・主題別、性質別方針及び基準」によること

3 児童資料の種別・主題別、性質別方針及び基準

児童資料の種別・主題別、性質別方針及び基準は、次の表のとおりとする。

区分	方針及び基準
参考図書、辞書、百科事典、年鑑、図鑑	本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること 1 様々な調べものに対応できるよう、多くの項目を備えている資料であること 2 わかりやすい文章で説明されている資料であること 3 内容の理解を助ける図や写真が掲載されている資料であること 4 多くの参考文献を紹介している資料であること 5 最新のデータを確認できる資料であること
生き方、宗教、超常現象等	本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること 1 人生を肯定的にとらえ、生きていく上で、手助けとなる資料であること 2 占いや心霊研究、超常現象等は、子どもが楽しめる程度の内容の資料であること
歴史、地理	本区分にかかる資料の選定は、次の方針と基準によること 1 杉並区や東京都に関する資料は、積極的に収集すること 2 最新の歴史研究の成果を踏まえて作成されている資料であること

	<p>3 歴史的事実や事件について、様々な見方や考え方を公平に紹介している資料であること</p> <p>4 修学旅行等に関連する地域の資料に留意すること</p>
伝記	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の方針と基準によること</p> <p>1 様々な分野、時代の人物の資料を幅広く収集すること</p> <p>2 被伝者の行動や業績が、歴史的社会的背景の中で正確に描かれている資料であること</p> <p>3 被伝者の人間性が十分に表現されている資料であること</p> <p>4 被伝者の生涯が史実に忠実に描かれている資料であること</p> <p>5 写真や年表等、付属資料が充実している資料であること</p>
社会	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <p>1 最近の人文・社会科学の成果が反映されている資料であること</p> <p>2 政治や法律等、基本的な社会のしくみをわかりやすく解説している資料であること</p> <p>3 社会への関わり方が多種多様であることを明らかにしている資料であること</p> <p>4 国際社会や人権に対する正しい理解を深めることができる資料であること</p> <p>5 社会福祉への理解を深めるとともに、正しい知識、情報が得られる資料であること</p> <p>6 多様な民族や習慣を理解、尊重している資料であること</p> <p>7 昔の生活や習慣、年中行事について書かれた資料であること</p>
昔話・神話・伝説等	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の方針と基準によること</p> <p>1 各国、各地域の昔話は、幅広く収集すること</p> <p>2 神話・伝説は、出版点数が少ない資料であることに留意すること</p> <p>3 昔話の特徴を活かして再話している資料であること</p> <p>4 語りや読み聞かせに適した資料であること</p> <p>5 挿絵が昔話の雰囲気合っている資料であること</p>
科学	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <p>1 正確な知識、最新の情報に基づいている資料であること</p> <p>2 理論的で分かりやすい文章で科学の楽しさが表現されている資料であること</p> <p>3 子どもの想像力をふくらませ、自発的な研究心が刺激されるよう書かれている資料であること</p> <p>4 子どもの生活経験に根ざし、さらにその世界を拓けることができる資料であること</p> <p>5 自然認識の原理や自然への愛情を大切にしている資料であること</p>

工学、環境	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 科学技術についての興味を呼び起こすように、分かりやすく書かれている資料であること 2 身近な化学製品、工業製品について書かれている資料であること 3 環境問題やリサイクルについて基本的知識が得られ、子どもが自発的に取り組む姿勢が育まれる資料であること 4 身近な自然環境への興味、関心を呼び起こす資料であること 5 コンピュータ、インターネットについての資料は、ルールや危険性も含め、わかりやすく解説されているものであること
産業、交通	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産業への興味を呼び起こし、理解を深めるように、分かりやすく書かれている資料であること 2 自動車等、のりものに関する資料は、鮮明な写真、図版を用い、年齢、学年に応じて正確に書かれている資料であること
芸術、スポーツ、手芸、料理、あそび、趣味	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの知識・学習・興味・娯楽・生活に役立つ資料であること 2 将来に向けて子どもの視野を広げる資料であること 3 子どもの能力に合わせた解説により、経験・体験の参考になる資料であること 4 子どもの創作意欲を起す実用性の高い資料であること 5 あそびについては、本のつくり方に特に留意すること、特に書込み式、切取り式等ではない資料であること
ことば	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文字や記号、言葉についての基本的な資料であること 2 各国の言語に親しめる内容の資料であること 3 ことばを通して、各国の文化への理解が深められる資料であること 4 正しい日本語を身につける助けとなる資料であること 5 漢字や文法、作文の書き方等を各年代向けにわかりやすく説明している資料であること
詩、戯曲	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の方針によること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教科書に掲載されている作家、作品等であることについても考慮し収集すること 2 俳句、短歌、詩の作り方について書かれた資料も収集すること
幼年童話	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起承転結があり、構成がわかりやすく、充足感が得られる資料であること

	<ul style="list-style-type: none"> 2 表現が具体的で、耳で聞いてもわかりやすい文章で書かれた資料であること 3 題材が身近で幼児が理解しやすく、その世界や経験を広げてくれる資料であること 4 視点が一定していて、子どもが主人公と一体化できる資料であること 5 登場人物が魅力的な資料であること 6 TV、映画、漫画、ゲーム等のノベライズは、厳選して収集すること 7 特定の「作品」や「キャラクター」関連商品としての読み物は、厳選して収集すること
児童文学	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 文学性があり、子どもが興味を持って読み進められる表現で構成されている資料であること 2 ストーリーに魅力があり、読書の楽しみを感じることができる資料であること 3 登場人物がいきいきと描かれ、共感もてる資料であること 4 装丁・挿絵が内容にふさわしく、想像力を豊かにふくらませることができる資料であること 5 多くの人に長く読み継がれてきた資料であること 6 翻訳は原文に忠実に訳されているもので、かつ、日本語としての表現が適切な資料であること 7 原典への興味に対応できる解説や、資料の紹介がある資料であること 8 古典名作は、完訳版が望ましいが、ダイジェスト版について検討する場合は、原作の持ち味を保ちつつ、それ自体の文学性も高い資料であること 9 TV、映画、漫画、ゲーム等のノベライズは、厳選して収集すること 10 特定の「作品」や「キャラクター」関連商品としての読み物は、厳選して収集すること
絵本	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 絵がストーリーを語っていて、絵としての芸術性がある資料であること 2 絵と文の調和がとれている資料であること 3 言葉がわかりやすく適切で、日本語として美しい文章で書かれている資料であること 4 子どもが理解できる表現、内容で簡潔に描かれている資料であること 5 ストーリーに魅力があり、読み聞かせに適した資料であること 6 古典・名作は、無理に対象年齢を下げて絵本化していない資料であること

	<p>7 昔話絵本は、話の骨格と雰囲気損なうことなく描かれている資料であること</p> <p>8 しかけや書込み部分がある絵本、外国語絵本等は、厳選して収集すること</p> <p>9 TV、映画、漫画、ゲーム等を原作とする絵本は、厳選して収集すること</p> <p>10 特定の「作品」や「キャラクター」関連商品としての絵本は、厳選して収集すること</p>
あかちゃん絵本	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <p>1 簡潔なことばで、リズムカルに書かれている資料であること</p> <p>2 身近なできごとが描かれていて、体験を広げてくれる資料であること</p> <p>3 鮮明な色遣いとシンプルな形で描かれた資料であること</p>
知識の絵本	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <p>1 ものの見方や考え方の幅を広げる資料であること</p> <p>2 子どもの探究心を刺激し、科学の不思議さや社会のしくみ等に興味を持たせる資料であること</p>
紙芝居	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <p>1 絵と文が調和し、子どもが楽しめる作品であること</p> <p>2 絵が美しく、線や色がはっきり描かれている作品であること</p> <p>3 紙芝居の特性を生かし、大勢の子どもが同時に楽しさを共有できる作品であること</p> <p>4 TV、映画、漫画、ゲーム等を原作とする紙芝居は、厳選して収集すること</p>
漫画	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の基準によること</p> <p>1 子どもの興味や関心を広げることができる資料であること</p> <p>2 芸術性に優れ、評価が定まっている資料であること</p> <p>3 しっかりしたテーマとオリジナリティがある資料であること</p> <p>4 学習漫画は、漫画で表現することにより、理解を深めることができるものであること</p> <p>5 特定の「作品」や「キャラクター」関連商品としての漫画は、厳選して収集すること</p>
郷土資料	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の方針によること</p> <p>1 行政が発行している冊子等で杉並区や東京都の郷土資料として、子どもの利用が可能なものは、積極的に収集すること</p>
青少年向け資料	<p>本区分にかかる資料の選定は、次の方針と基準によること</p> <p>1 青少年向けに出版されたものに限定せず、児童書、一般書も対象範囲</p>

<p>として選定を行うこと</p> <p>2 大人でもなく子どもでもない年代の人たちが読書を楽しみながら、想像力を広げていけるような資料であること</p> <p>3 若い世代の視点に立ち、興味を損ねることなく、理解しやすいよう工夫して書かれた資料であること</p> <p>4 思春期特有の問題や、進学・就職について考える上で、参考になるような資料であること</p> <p>5 関心の高い分野に留意しながら、最新の知識、正確な情報を提供している資料を収集すること</p> <p>6 特定の「作品」や「キャラクター」関連商品としての図書を青少年資料とする場合は、厳選して収集すること</p>

表2 (資料の形態、用途、性質別等による区分別収集方針及び基準)

形態、用途等の別	種類等の別	呼称	収集方針及び基準
図書	参考図書	事典 専門事典	1 事典は、定評のあるものを選定すること 2 専門事典は、編集者、構成、情報量等に留意して選定すること
		年鑑、便覧、統計、年表	年鑑、便覧、統計、年表は、継続的に収集すること
		図鑑及び図録	図鑑及び図録は、写真、図などが豊富で正確なものを選定すること
		人物、団体等の名簿、名鑑等	人物、団体等の名簿、名鑑等は、主要なものを選定すること
		目録、書誌、索引等	目録、書誌、索引等は、収録期間及び収録範囲に留意して選定すること
外国語図書	図書	英語などの主要な外国語で出版された基本的な資料であり、次に掲げるものを主に収集すること 1 小説、古典文学 2 画集、写真集 3 インテリア、デザインなどに関する図書 4 料理などに関する図書 5 事典などの参考図書 6 旅行ガイドブック、地図 7 外国語で翻訳されている日本に関する図書 8 その他、1から7までに掲げるもの以外にあ	

			っては、特に必要な一般向けの資料を限定的に収集すること
逐次刊行物	新聞	一般紙、縮刷版	新聞は、次に掲げるものを収集すること 1 全国紙 2 東京地方紙 3 杉並地方紙 4 政党紙（特定の政党に偏らないこと） 5 主要な新聞の縮刷版
	雑誌	一般雑誌	雑誌は、次に掲げるものを収集すること 1 利用度の高いもの 2 調査研究に必要なもの 3 各分野にわたるもの 4 外国語雑誌は、日本と関係するもの
		その他の逐次刊行物	本表に掲げるもの以外の逐次刊行物は、必要に応じて収集すること
視聴覚資料	音声資料	コンパクトディスク等	次に掲げる事項に配慮して選定すること 1 資料的価値を考慮すること 2 クラシック音楽は、バロック音楽から現代音楽までの主要な作品で、指揮者及び演奏家は定評のあるものであること 3 歌謡曲及びポピュラー音楽は、各分野の定評のあるものであること 4 民族音楽、民謡及び邦楽は、代表的なものであること 5 童謡及び唱歌は代表的なものであること 6 落語等の演芸は、定評のあるものであること 7 朗読は、朗読者及び内容を吟味し、古典から近現代文学までの主要なものであること 8 環境音楽及び効果音は、代表的なものであること
	映像資料	ビデオディスク等	次に掲げる事項に配慮して選定すること 1 資料的価値があり、著作権の許諾を得たものであること 2 洋画及び邦画は、定評のあるものであること 3 アニメーションは、厳選したものであること 4 記録作品は、内容が正確で、信頼性の高いものであること

			5 スポーツ、趣味に関する作品は、利用状況を考慮すること
		映画フィルム	次に掲げる事項に配慮して選定すること 1 学校教育及び社会教育に利用するため、教育、文化的価値及び記録的価値のあるものであること 2 物語、昔話などは、児童が理解し、楽しめるものであること 3 区民の教養、学習に役立つものであること 4 記録作品は、内容が正確で、信頼性の高いものであること
郷土（地域）資料及びその他の資料	行政資料		次に掲げる資料を収集すること 1 区が発行する資料 2 国、東京都及び都内区市町村が発行する資料のうち、区に關係する基本的な資料
	郷土資料		次に掲げる資料を選定すること 1 区及びその周辺地域並びに東京都の歴史、風土、芸術、文化、産業などの現状や変遷を記録した写本、古書、写真、ビデオディスク等の映像資料、その他の資料 2 区内で発行されるタウン情報誌、各種団体機関紙等
	団体貸出用図書		1 学校での調べ学習などの学習活動及び団体への貸出しに対応できる資料を収集すること
	障害者用図書及びその他の資料		次に掲げる資料を収集すること 1 視覚障害者のために作成、頒布される点字図書、録音図書及び大型活字本等 2 録音テープ、コンパクトディスク、拡大写本、拡大絵本及びさわる絵本等

（委任）

第9条 この方針及び基準に定めるもののほか、必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この方針及び基準は、平成24年10月11日から施行する。

附 則

この方針及び基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この方針及び基準は、平成30年4月1日から施行する。